



平成 27 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 笹 宏行
(コード：7733、東証第1部)
問合せ先 広報・IR部長 百武 鉄雄
(TEL. 03-3340-2111(代))

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の策定に関するお知らせ

このたび、上場会社の実効的なコーポレートガバナンスを実現するための諸原則を取りまとめた「コーポレートガバナンス・コード」(以下「本コード」)が制定され、平成27年6月1日から東京証券取引所の上場規程として適用が開始されました。

当社は本コード制定にあたり、その主旨に賛同し、本コードの原則を実施すべく速やかに対応を進めてまいりました。本日、その取組みの一環として本コードの原則を踏まえて「コーポレートガバナンスに関する基本方針」(以下、「本方針」)を策定し、本日開催の取締役会において決議しましたので、別紙のとおり公開いたします。

本方針は、株主に対する受託者責任および顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する責任、ならびに当社の経営理念を踏まえ、実効性あるコーポレートガバナンスの実現をめざして策定するものであり、その内容は当社取締役会が承認しております。

以 上

2015年6月26日

コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社の経営理念

「オリンパスグループは、生活者として社会と融合し、社会と価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提案し、人々の健康と幸せな生活を実現していきます。」この考え方を Social IN（ソーシャル・イン）と呼び、すべての活動の基本思想とし、株主をはじめとしたステークホルダーのために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンス・コードのすべての原則を実施し、株主に対する受託者責任および顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する責任、ならびに上記の当社の経営理念を踏まえ、実効性あるコーポレートガバナンスの実現をめざし、当方針を策定する。

1. 株主の権利、平等性の確保

- ①当社は、株主の権利を尊重し、また、株主の実質的な平等性を確保する。
- ②当社は、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行う。
- ③当社は、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証のうえ当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に、上場株式を保有することとし、毎年、取締役会で主要な政策保有株式について、中長期的な観点から保有することのリターンとリスクなどを踏まえた合理性・必要性について検証し、これを反映した保有の狙いおよび合理性を確認する。また、政策保有株式について、株主としての権利を行使すべく、すべての議案に対して議決権を行使することとし、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から当該企業の経営状況を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断する。
- ④当社は、当社の中長期的企業価値を守る観点から買収防衛策を導入している。運用については、株主に対する受託者責任を全うする観点から、取締役会においてその必要性および合理性を十分に検討する。発動にあたっては独立社外取締役および独立社外監査役から構成される特別委員会で検討し、必要に応じ株主意思確認総会を開催できることとしている。また、買収防衛策の有効期間は1年とすることで毎年の株主総会において株主に十分な説明を行ったうえで更新する。
- ⑤当社およびその子会社が関連当事者間取引を行う場合は、社規則「オリンパスグループ内部統制規程」に基づき、各社の取締役会の承認を要することとし、さらに地域統括会社の承認を得るとともに当社へ報告する。

2. 株主以外のステークホルダーとの協働

当社は、「Social IN」の経営理念のもと、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努める。

ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践する。具体的には、グループ全員の行動の拠り所として「オリンパスグループ企業行動憲章」「オリンパスグループ行動規範」を策定し、当社グループに属するすべての役員および従業員に、広く浸透させる。

コンプライアンスの統括責任者としてチーフコンプライアンスオフィサー（CCO）を任命する。取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし CCO や外部委員で構成されるコンプライアンス委員会を設置する。また、内部通報制度「コンプライアンスヘルプライン」を構築し、社内通報受付窓口と外部弁護士による社外通報受付窓口で運用し、その運用状況を、上記コンプライアンス委員会を通じて定期的に取り締役に報告する。

3. 情報開示の充実および透明性の確保

当社は、「Social IN」をすべての企業活動の基本思想とし、すべてのステークホルダーから正しい理解と信頼を得るために、経営方針、財務状況、事業活動状況、CSR 活動などの企業情報を公正、適時適切かつ積極的に開示する。

4. 取締役会等の責務

① 取締役会の役割

取締役会は、経営執行の責任者である社長から提案される経営上重要な事項の承認と、業務執行の監督を行う。

② 取締役および監査役の資質

当社の取締役は、高い倫理観を有し、かつ、中長期的な企業価値を創造するために必要な経験、知識、能力を有し、自らの義務と責任を全うするために、取締役会に対して十分な時間を割く。

当社は、「監査役会設置会社」を選択し、取締役会と監査役会により経営監視の客観性と公正性を高める仕組みとしている。当社の監査役は、高い倫理観を有し、かつ、中長期的な企業価値を創造するために必要な経験、知識、能力を有し、少なくとも一名は、財務、会計業務に関する豊富な知識を有するべきである。

③ 取締役会の多様性

当社は、取締役会全体においては、経験、知識、能力等における多様性に配慮する。

④ 取締役会の規模

当社グループの規模および事業の内容から、定款に定める 15 名以内で取締役会の機能を効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持する。

⑤ 独立社外取締役

取締役会の監督機能を高める観点から、取締役の半数以上を独立社外取締役とする。独立性基準は取締役会で定める。

⑥ 取締役会の議長

執行と監督の分離を図るために、取締役会の議長は業務執行を行わない取締役が務める。

⑦ 指名と報酬に関する委員会

取締役会は、任意の委員会として指名委員会および報酬委員会を設置する。

指名委員会

指名委員会は、取締役および監査役の選任および人事事項を審議し、取締役会に意見の陳述および助言を行う。指名委員会は、取締役会が取締役のなかから指名した 3 名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役とする。

報酬委員会

報酬委員会は、取締役の報酬に係る事項等を審議し、取締役会に意見の陳述および助言を行う。報酬委員会は、取締役会が取締役のなかから指名した 3 名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役とする。

⑧ 取締役および監査役の選任プロセス

取締役については、取締役候補者を指名委員会が選任基準に照らして審議、面接して、取締役会に意見の陳述および助言を行う。それを取締役会で決定し、株主総会の決議により選任する。

監査役については、監査役会の意見を聴取したうえで指名委員会が監査役候補者を選任基準に照らして審議、面接して、監査役会の同意を得た後、取締役会に意見の陳述および助言を行う。それを取締役会で決定し、株主総会の決議により選任する。

⑨ 社長の後継者の育成とその決定

社長は自らの後継者の育成を最も重要な責務のひとつであると認識し、執行役員を後継者候補として育成する。指名委員会はその育成のプロセスを把握して、必要な助言を行う。後継者の決定は、指名委員会で社外を含む候補者が社長に相応しい資質を有するか審議を行い、取締役会に意見の陳述および助言を行い、取締役会で決定する。

⑩ 報酬制度

役員報酬（業務執行を行う取締役および執行役員の報酬）については、「企業価値の最大化をはかり株主期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務にふさわしい処遇とすることを、基本方針とする。取締役会は、同方針に基づき、短期および中長期の業績と連動する報酬の割合を適切に設定することを重視し、報酬委員会の意見陳述および助言を経て、役員報酬を決定する。

⑪ 取締役会の運営

取締役会の議題、審議時間および開催頻度は、重要な業務執行の承認および業務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能なように設定する。また、取締役会において建設的な議論・意見交換ができるように、取締役会の付議および報告議案について、取締役会出席者の事前準備に要する期間に配慮して、資料を送付したうえで事前説明会を設ける。また、取締役会の開催スケジュールや予想される審議事項については予め決定する。

⑫ 独立社外取締役だけの会合

当社は、必要に応じて、独立社外取締役だけの会合を実施し、情報交換および認識共有を図る。

⑬ 取締役会評価

取締役会において、毎年、取締役会全体の実効性について、第三者の視点も含めた分析および評価を行い、その評価結果の概要を公表する。

⑭ 情報入手と支援体制

当社は取締役および監査役に対して、その役割および責務が実効的に果たせるように積極的な情報の提供に努める。

⑮ 取締役および監査役の研鑽

取締役および監査役は、その役割や責務を果たすために、知識の習得や更新等の研鑽に努める。また、新任の社外役員に対しては、当社の事業所、工場見学や事業の勉強会等当社に関する知識を習得するために様々なプログラムを提供する。

5. 株主との対話

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針を取締役会で定め、公表する。

株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針

1) 基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、社長および財務担当役員が中心となって株主との建設的な対話を積極的に実施する。IR部門がこれを補佐して社内における情報交換や株主から得た意見の経営陣幹部へのフィードバック等の体制を整備する。

2) 社長および財務担当役員による対話の方針

株主との対話全般については、社長および財務担当役員が中心となって建設的な対話の実現に向け、対応する。具体的には、株主との個別の面談に加え、四半期決算ごとに説明会、スモールミーティング、海外投資家との電話会議を実施するほか、定期的な国内および海外ロードショーの実施、証券会社主催のカンファレンスへの参加等、株主との直接の対話の機会を積極的に設けることとする。

3) IR部門によるIR活動の方針

IR活動を専門に担当するIR部門を設置し、株主との対話の充実に向けて積極的なIR活動を実施する。具体的には、株主の依頼に応じて随時個別の面談を実施するほか、個人投資家向け説明会や施設見学会といったIRイベントを定期的にも実施する。また、ホームページ、アニュアルレポート、株主通信、株主総会招集ご通知等を通じて株主に対して積極的な情報提供を行う。

4) IR 部門による社内情報交換体制整備の方針

IR 部門は、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等と日常的に適宜情報交換を行い、必要に応じてプロジェクトチームを組むなどして、有機的な連携体制を取る。また、機関投資家を中心とする株主との対話から得た株主の意見および懸念については、必要に応じて、IR 部門から経営執行会議や取締役会において報告し、その内容について議論する。

5) 株主との対話におけるインサイダー情報管理の方針

インサイダー情報については、「インサイダー取引防止規程」に従い厳重な管理を行う。株主との対話に際しては、担当者に対して IR 部門から改めて注意喚起を行うことで、インサイダー情報の漏洩を未然に防止する。

6. 本方針の改廃

本方針の改廃は取締役会決議によって行う。

以上